

金融機能強化法(現行)

今般の見直し

目的:国の資本参加による金融機能の強化
⇒ 地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に国が資本参加

1. 申請:平成20年3月末まで(期限切れ)

⇒ 下記の経営強化計画を提出

- 収益性・効率性等の数値目標、目標を達成するための方策
- 信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- 責任ある経営体制の確立

- 【自己資本比率が基準値未満の場合】経営責任及び株主責任の明確化
- 【抜本的な組織再編成を行わない場合】目標未達成の場合の経営責任

申請期限を平成24年3月末まで延長

「中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策」とする

※「従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立」とする

制度上一律には求めない

従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合がある。

2. 国の資本参加の基準

- 収益性・効率性等の向上が見込まれること
- 地域における金融の円滑化が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

(抜本的な組織再編成を行わない場合、さらに以下の要件を満たす必要)

- リストラ等事業再構築の措置が講じられていること
- 地域で自力資本調達を行うこと

「地域における中小企業に対する金融の円滑化等が見込まれること」とする

制度上一律には求めない

3. 事後チェック

- 半期ごとに経営強化計画の進捗状況を提出
- 当局がフォローアップ(必要に応じ監督上の措置を講じる)

【現行】

【単体としての中央機関への資本参加】

- 信金中金・全信組連・労金連・農林中金・信農連・信漁連・水加連自体の金融機能に着目し、上記1.の経営強化計画を提出の上、上記2.の基準を満たした場合には、申請を行った中央機関に対する国の資本参加が可能

【個別の協同組織金融機関に対する中央機関経由の資本参加】

- 中央機関(信金中金・全信組連・労金連)が傘下の協同組織金融機関に対する資本増強の支援(優先出資の引受け等)として保有することとなる当該優先出資等の信託受益権等について、個別の協同組織金融機関が経営強化計画を提出の上、上記2.に準ずる基準を満たした場合には、国が当該信託受益権等を買収することが可能

【新設】

協同組織金融機関全体で提供している金融機能の発揮の促進を目的として、中央機関(信金中金・全信組連・労金連・農林中金)に対して予め国が資本参加することを可能とする枠組みを新たに設ける

(注)国が参加した資本は、傘下の協同組織金融機関の資本支援に活用できるとともに、中央機関の健全性の強化にも活用できる

財源

- 預金保険機構が借入金、債券発行で調達した資金により資本参加
- 預金保険機構の資金調達に対して政府保証(平成20年度予算:保証枠2兆円)

※は議会における修正により追加

個別の銀行・協同組織金融機関

協同組織金融機関の中央機関

協同組織金融機関の中央機関への資本参加の枠組み

1. 申請

⇒ 下記の協同組織金融機能強化方針を提出

- 協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関における収益性及び業務の効率の向上に向けた方策
 - 資本支援を行う協同組織金融機関に対する経営指導の方針
 - 公的資金を有効に活用するための体制
 - 中小企業に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- ※●協同組織中央金融機関における従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立

2. 国の資本参加の基準

- 協同組織金融機能強化方針が協同組織金融機関全体で提供する金融機能の発揮を促進するために適切なものであること
- 協同組織金融機能強化方針の円滑かつ確実な実施が見込まれること
- 公的資金の回収が困難でないこと
- 適切な資産査定がなされていること
- 破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

3. 事後チェック

- 半期ごとに協同組織金融機能強化方針の実施状況等について報告・公表
※中央機関から支援を受けた協同組織金融機関の名称についても公表
- 当局がフォローアップ（必要に応じ監督上の措置を講じる）

※は議会における修正により追加